

(別紙)

取引拡大を目的とした課題解決型支援事業に係る補助対象経費について

経 費	備 考
謝金	外部専門家への謝金 【注意事項】 ・謝金単価は社会通念上妥当な金額で設定してください。 ・源泉徴収を行う必要がある謝金については、当該処理を示す資料を整理してください。 ・第三者認証取得に向けた専門家招聘であることを証明できる書類を整理してください（契約書又は契約書に準ずるもの）。 ・指導内容のわかる書類を整理してください。
旅費	外部専門家の出張旅費 【注意事項】 ・公共交通機関以外を利用した旅費は対象外となります。 ・交通費については、対外的に説明できるような経済的かつ合理的な経路を利用してください。 ・指導内容のわかる書類や出張報告書を整理してください。 ・宿泊料は1泊あたり9,800円を上限とします（税抜き）。
委託料	①課題発掘のための指導等を外部企業に依頼した際に発生する経費 ②食品安全管理における第三者認証取得に向けた指導を外部企業に依頼した際に発生する経費（ <u>今年度中に第三者認証の取得ができない場合の経費も補助対象となります。</u> ） 【注意事項】 ・補助事業期間中に委託契約を締結したものが対象になります。 ・委託内容、契約金額を記載した委託契約を締結してください。 ・受託者には実績報告書等の成果物を提出させてください。
役務費	食品安全管理における第三者認証取得のために認証機関に支払う審査料 【注意事項】 ・更新審査料は対象外です。
修繕費	①食品の安全性を確保するために実施する設備・施設改修に必要な経費

	<p>例1：床たわみ等を解消し、工場内の水はけを良くすることで生物学的危害要因を低減</p> <p>②労働環境の改善に必要な経費</p> <p>例2：既存設備に緊急停止装置を付けることで、労働環境を改善</p> <p>【注意事項】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・補助事業期間中に修繕契約を締結したものが対象になります。 ・契約内容、契約金額を記載した修繕契約を締結してください。 ・契約相手方には実績報告書等の成果物を提出させてください。
機械装置等費	<p>①補助事業のために使用される機械、装置等の購入に要する経費（中古品も対象）</p> <p>②補助事業のために使用される専門ソフトウェア等の購入に要する経費</p> <p>③補助事業のために実施する①または②の改良、修繕、据付けに要する経費</p> <p>【注意事項】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・改良、修繕とは本事業で購入した機械設備の機能を高めることや耐久性を増すことを目的として行うものです。 ・購入した機械装置等は、取得財産管理台帳を作成し適切に管理してください。 ・3者以上の中古品流通業者から型式や年式が記載された相見積もりを取得している場合は、中古装置も対象となります。

※以下の経費は補助対象となりませんので、ご注意ください。

- ① 補助金交付決定より前に発注、購入、契約したもの
- ② 自社の人件費、事務所の家賃、光熱水費等、他の経費と明確に区分できない経費
- ③ 金融機関などへの振込手数料
- ④ 商品券、クーポン、ポイントで支払ったもの
- ⑤ パソコン、タブレット端末、スマートフォンなど、汎用性があり目的外使用が可能なもの
- ⑥ 国や地方公共団体等から、既に補助を受けている経費
- ⑦ その他社会通念上、適当でないと認められる経費